審査品質管理の充実に向けて（平成２６年度）

平成 27 年 4 月

産業構造審議会　知的財産分科会

審査品質管理小委員会

はじめに

我が国企業の事業・研究活動のグローバル化の展開、知的財産権制度の国際化・国際調和が進む中、我が国の特許・意匠・商標に係る審査について、その結果が海外でも通用し、円滑に権利化が図れることも考えていかなければならない。特許庁では、従前より審査の質の維持・向上を図りつつ適切な審査の実施に努めてきており、国際的に見ても高いレベルにあるものの、国際的に信頼される質の高い審査を実現するためには、特許庁内部の取組を強化するだけでなく、品質管理の実施体制及び実施状況についての客観的な評価を受け、それを内部の取組に反映していくことが求められている。

本小委員会は、上記のような背景のもとに設けられたものであり、審査の品質管理の実施体制及び実施状況について検証・評価を行うとともに、それらの改善点についての提言を行うという役割を担っている。

このような役割を果たすべく、本小委員会は、まず、特許庁における審査の品質管理の評価項目及び評価基準を策定した。その後、当該評価項目及び評価基準に基づいて、平成26 年度における審査の品質管理の実施体制及び実施状況について評価を行うとともに、その改善点について検討を行った。

（参考 1）産業構造審議会知的財産分科会「とりまとめ」（平成 26 年 2 月 24 日、抜粋）

・「世界最速・最高品質」の審査の実現

「・・・また、特許審査の品質を測るための総合的な評価指標を 2014 年度中に定め、これを用いて、「世界最速・最高品質の特許審査」の実現に向けて品質管理を強化する。あわせて、品質管理の実施状況及び実施体制を客観的に評価する会議体を、実務者や学識経験者等の参画を得て、2014 年度の早期に設置する。」

（参考 2）「「日本再興戦略」改定 2014」（平成 26 年 6 月 24 日、抜粋）

・３．ⅱ）②国際的に遜色ないスピード・質の高い審査の実現

「今後 10 年間で特許の「権利化までの期間」を半減させ平均 14 月以内とするとともに、外部有識者による客観的な品質管理システムの導入等の取組により「世界最速・最高品質」の審査を実現する・・・」

産業構造審議会知的財産分科会　審査品質管理小委員会
開催経緯

第 1 回小委員会　平成 26 年 9 月 10 日

議事　①審査品質管理に関する現状の取組について

②審査品質管理に関する評価項目及び評価基準（案）について

第 2 回小委員会　平成 26 年 12 月 18 日

議事　①審査品質管理に関する評価項目（実績、現況等）について

②品質管理指標に関する海外特許庁の情報について

③審査品質管理に関する評価項目及び評価基準（案）の改善に向けた提言について

第 3 回小委員会　平成 27 年 2 月 25 日（書面審議）

議事　審査品質管理に関する評価項目及び評価基準の改訂案について

第 4 回小委員会　平成 27 年 3 月 27 日

議事　①審査品質管理の実施体制、実施状況に関する評価について

②審査品質管理の実施体制、実施状況に関する改善提言について

③平成 26 年度審査品質管理小委員会の報告書（案）について

産業構造審議会知的財産分科会　審査品質管理小委員会
委員名簿

委員長	相澤　英孝	一橋大学国際企業戦略研究科教授
	淺見　節子	東京理科大学大学院イノベーション研究科教授
	飯村　敏明	知的財産高等裁判所前所長・ユアサハラ法律特許事務所
	小原　寿美子	伊東国際特許事務所弁理士
	古城　春実	桜坂法律事務所弁護士
	竹本　一志	日本知的財産協会理事長
	田沼　有美子	日立製作所知的財産権本部知財ビジネス法務本部 デザイン・商標センタデザイングループ主任技師
	長澤　健一	日本国際知的財産保護協会副会長
	中條　武志	日本品質管理学会前会長・中央大学教授
	中村　仁	大野総合法律事務所弁理士
	渡部　俊也	東京大学先端科学技術研究センター教授

（敬称略，五十音順）

目　　次

Ⅰ．本小委員会における検討の背景
１．審査をめぐる環境の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２．審査品質をめぐる海外特許庁の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（１）米国特許商標庁における品質管理・・・・・・・・・・・・・・・ 3
（２）欧州特許庁における品質管理・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
（３）欧州共同体商標意匠庁における品質管理・・・・・・・・・・・・ 6

Ⅱ．品質管理の実施体制・実施状況についての評価項目及び評価基準の検討
１．本小委員会での検討の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
２．評価項目の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
３．評価基準の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

Ⅲ．平成 26 年度の品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果
１．特許・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
２．意匠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
３．商標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

Ⅳ．審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言
１．特許・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
２．意匠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
３．商標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
４．品質目標の設定に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

Ⅴ．むすび・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

Ⅰ．本小委員会における検討の背景

１．審査をめぐる環境の変化

経済のグローバル化や国際競争の中で、権利の早期確定による重複研究の排除、国内技術開発競争の活性化などを通じ、研究開発投資の収益貢献度を拡大し、企業の国際競争力に資するべく、知的財産推進計画 2004 において、特許審査の順番待ち期間（審査請求から一次審査結果通知までの期間）を世界最高水準の 11 か月とする目標が掲げられた。以降、特許庁は、任期付審査官を含む審査官の増員、先行技術文献の下調査の外注（検索外注）拡大等、様々な取組を行ってきた。その結果、審査官一人当たりの審査件数が海外特許庁の数倍に及んでいるものの、2013 年度においてこの目標を達成した。

同時に、特許庁は審査に関する「品質ポリシー」や、「品質マニュアル」を策定すると共に、審査結果に関するサンプルチェックの導入などを通じて、法令にのっとった適切な審査の実現につとめ、審査の質の向上も図ってきたところである。

＜参考＞　特許審査に関する品質ポリシー（平成 26 年 4 月公表）
意匠審査に関する品質ポリシー（平成 26 年 8 月公表）
商標審査に関する品質ポリシー（平成 26 年 8 月公表）
http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/policy.htm

我が国企業の国際出願件数の着実な増加などに見られるように、企業の事業、研究活動のグローバル展開はますます進み、また、知的財産権制度の国際化・国際調和の進展の中、我が国の審査結果が海外でも尊重され、国際的に円滑な権利確保を進めるため、審査を透明化するとともに品質の一層の充実を図ることが課題となっている。

国際出願件数の推移（特許協力条約（PCT）に基づく出願）

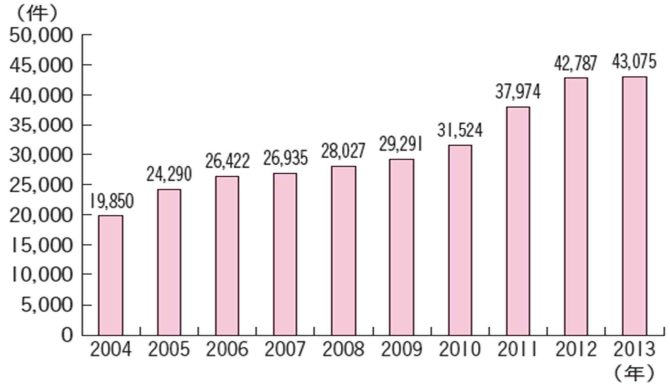

審査の品質について特許庁が特許制度のユーザー約 700 者に対して行ったアンケート調査の結果でも、比較的満足、満足と回答した者が多く、普通以上の評価を加えると、多数から肯定的な評価を得ており、また、海外特許庁と比較しても、ユーザーから高い評価を受けている。なお、一部の項目については、改善の要望もなされている。

＜参考＞特許出願における「平成 26 年度ユーザー評価調査」の結果概要

○アンケート調査の結果（特許）

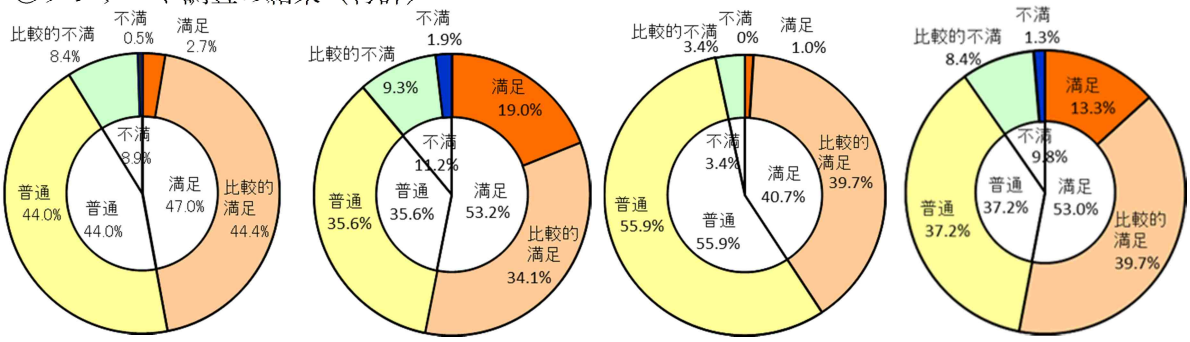

国内出願における質全般の調査

特定の国内出願における質の調査

ＰＣＴ出願における質全般の調査

特定のＰＣＴ出願における質の調査

○海外特許庁と比較（特許）

先行技術文献調査	104
審査官の技術理解力	90
新規性・進歩性等の判断	79
ばらつきのない判断	62

海外特許庁より優れている点
（n=302 のうち、50 件以上のもの）

	欧州特許庁	米国特許商標庁
拒絶理由通知等の記載	―	52
先行技術文献調査	68	―

海外特許庁の方が優れている点
（n=200 のうち、50 件以上のもの）

また、意匠、商標についても、一次審査通知までの期間を着実に短縮させるなか、ユーザーからの審査品質に関する評価は、おおむね良好であるが、意匠審査については、拒絶理由通知の判断理由の記載について、また、商標審査については、審査のばらつきや拒絶理由通知等の記載について、改善を求める声が見られる状況である。

２．審査品質をめぐる海外特許庁の動き

審査の品質向上については、主要な海外特許庁においても重要な施策と位置づけており、例えば、米国特許商標庁（USPTO）では、戦略計画（2014-2018 年）において、特許・意

匠・商標の品質及び適時性の最適化を戦略目標の第 1、2 として策定しているほか、今般新たに就任した USPTO 長官も、審査品質の向上が最重要課題であることを発表している。欧州特許庁（EPO）においても 2011 年に 5 つの中期重点施策（「Roadmap」）を策定し、「Quality　Roadmap」を重点施策の一つに位置づけるなど、各特許庁において、審査の品質向上に向けた競争ともいえる状況となっている。その他、韓国特許庁（KIPO）、中華人民共和国国家知識産権局（SIPO）、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）なども同様に品質管理の取組を強化している。

（１）米国特許商標庁における品質管理

①特許

米国特許商標庁では、特許・意匠・商標のそれぞれについて品質管理体制を整備しているところ、まず、特許の品質管理については、審査企画部におかれた品質保証部（OPQA：Office of Patent Quality Assurance）が担当している。品質保証部は、ⅰ)審査品質の現状・改善点の把握、ⅱ)データに基づいた品質改善戦略の開発、ⅲ)品質改善施策の発展・実施と研修の支援、ⅳ)サンプルチェックの実施と品質指標の提供を行っている。特に、サンプルチェックについては、審査経験豊富な者のうち、36 名の RQAS（Review Quality Assurance Specialist）と呼ばれる職員が担当し、2011 年においては、最終処分（特許査定・最終拒絶）済みの案件と審査段階の案件のそれぞれについて 3,000 件を対象として実施した。

一方、審査を行う各技術分野（TC：Technology Center）には、品質保証専門官（QAS：Quality Assurance Specialist）が数名ずつ、合計 39 名配置されており、再発行特許出願における特有の審査業務・手続のチェックを行っている。

＜米国特許商標庁における品質管理体制（特許）＞

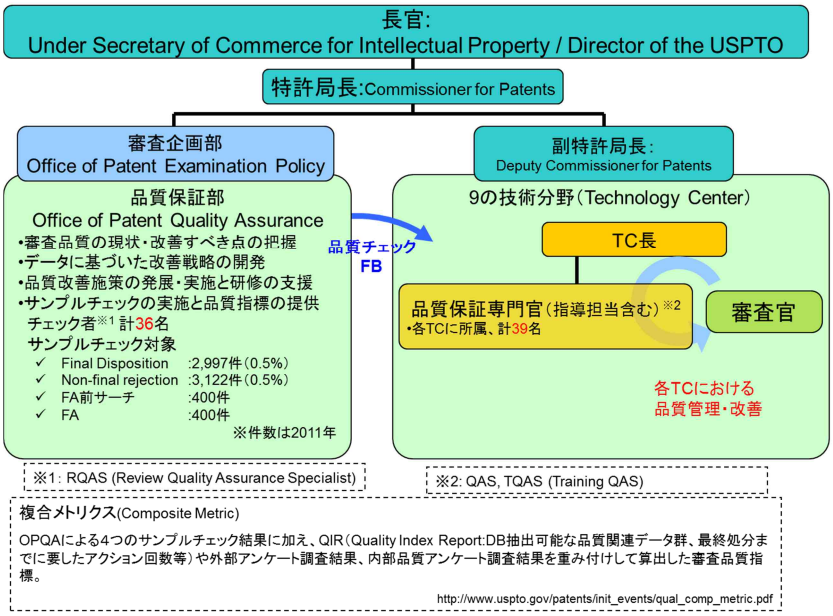

出典：ＵＳＰＴＯウェブサイトに掲載の情報や平成 23 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「方式等の審査周辺業務を含む品質管理（監理）に関する調査研究報告書」等をもとに特許庁で作成

また、米国特許商標庁は、2011 年 10 月に審査品質の評価手法として、総合メトリクス（Composite Quality Metrics）を策定し、品質管理に用いている。この総合メトリクスは、特許・拒絶の最終決定についてのコンプライアンス率、審査におけるコンプライアンス率、品質指標レポート、内外の品質アンケート調査等、7 つの項目をスコア化し、重み係数を用いて加重平均し、評価に用いるものである。これについては、審査品質を測る指標として適切に機能していないおそれも指摘され、現在、米国特許商標庁は、この総合メトリクスについて、廃止も含め、再検討をしている。

なお、米国特許商標庁は、2015 年 1 月に特許品質担当の副局長を新たに任命すると共に、2015 年 3 月には、品質向上を最優先事項として取組むべく「Enhanced Patent Quality Initiative」を実施することを通じて、①優れたオフィスアクション、庁内手続、②優れた品質評価、③優れた顧客サービスを通じて、イノベーションの促進、競争力の強化、そして経済成長を実現することを公表した。

②意匠

米国特許商標庁において、意匠（デザインパテント）の審査部門（TC2900 部門）は、特許局に属し、品質管理も特許と同じスキームの中で行われている。

なお、上述の品質保証部は、化学分野、電気分野、機械分野・意匠の 3 部門で構成されており、意匠の品質管理については、機械分野と同じ部門で行われている。

③商標

商標については、特許・意匠とは別の体制により行われており、商標政策担当副局長の下に商標品質レビュー＆研修課（OTQRT：Office of Trademark Review and Training）がおかれ、審査結果の品質評価及び審査官向け研修を担当する主任審査官 19 名のほか、30 名の職員が充てられている。品質評価については、出願を拒絶する旨の通知と商標登録の公告/承認を対象に、サンプルチェックを行っている。

＜米国特許商標庁における品質管理体制（商標）＞

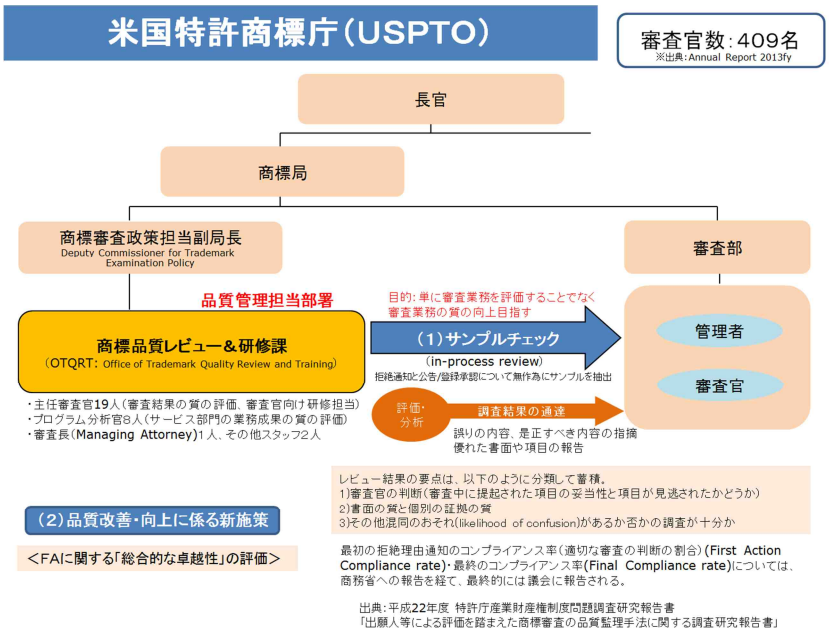

出典：平成22年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書
「出願人等による評価を踏まえた商標審査の品質監理手法に関する調査研究報告書」

（２）欧州特許庁における品質管理

欧州特許庁は、品質管理体制として、サーチ／審査支援部（DG2）に品質マネジメント部（PDQM：Principal Directorate Quality Management）を置き、その下に品質サービスの維持・向上による品質管理システムのマネジメントや、苦情処理を行う品質支援課（DQS：Directorate Quality Support）、及び品質関連情報・データ・指標の提供を行う品質分析・政策課（DQAP：Directorate Quality Analysis and Policy）を設置している。また、長官の直下に品質委員会（Quality Board）を置き、品質管理レビューの実施、品質目標の設定と優先付け、特許付与プロセスの是正的・予防的活動の確保等を行うと共に、内部監査部（PDIA）の下に品質監査課（DQA）を置き、審査経験豊富な審査官により、審査官の作成するサーチレポート、特許査定案件について、サンプルチェックを行っている。

さらに、各審査課の中に品質担当官（Quality Nominee）を置き、審査品質について日々のチェックを行っている。

なお、欧州特許庁は、2011 年に 4～5 年程度先を見据えたロードマップを 5 つの目標について策定し、その一つとして品質を挙げており、2014 年 12 月には特許付与手続の品質管理システムについて ISO9001 認証を取得したことを公表した。

＜欧州特許庁における品質管理体制＞

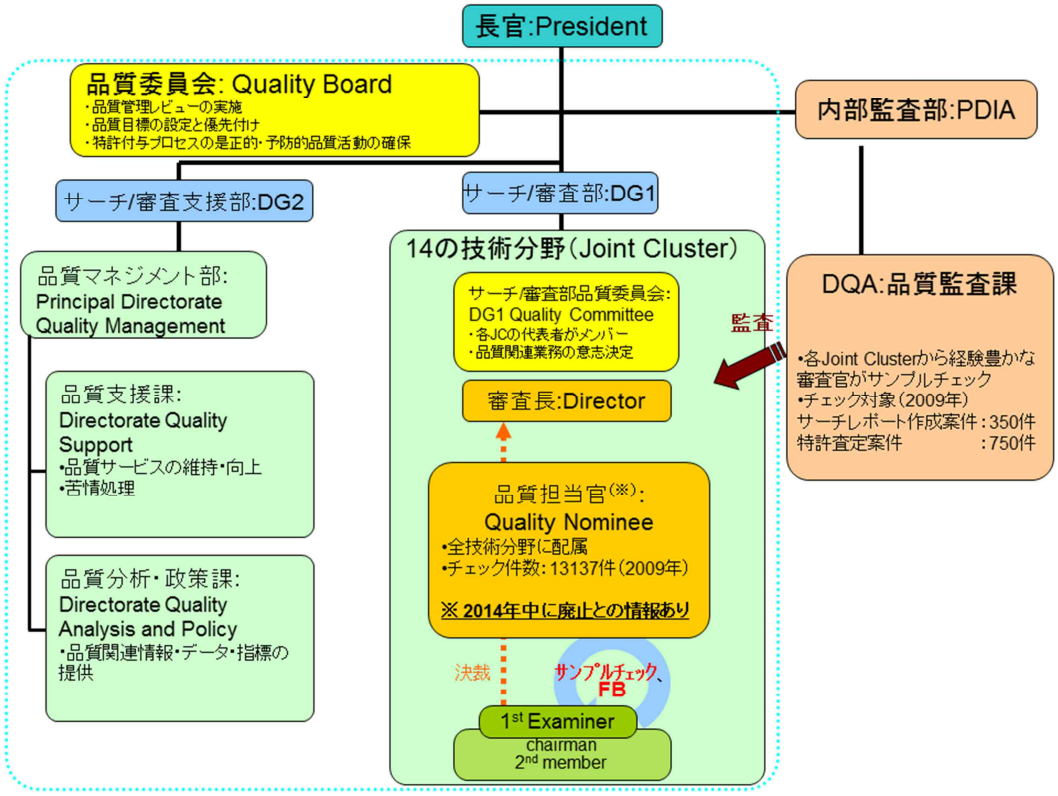

出典：ＥＰＯウェブサイトに掲載の情報やＷＩＰＯウェブサイトに掲載の「PCT International Authority Quality Reports」等をもとに特許庁で作成

（３）欧州共同体商標意匠庁における品質管理

欧州共同体商標意匠庁は、品質管理部（QMD：Quality Management Division）のほか、商標部（TMD：Trade Mark Division）、産業財産政策部（DIPP：Department for IP Policy）で実施されている。商標部の審査部門（TMRD：Trade Mark Registers Department）、取消部門（TMCD：Trade Marks and Cancellation Department）、及び産業財産政策部は、審査品質に関する評価項目リストの承認、審査の誤りと判断すべき実務の承認、審査品質の報告書の公表に関する決定を行うと共に、品質専門家（Quality Experts）を置き、拒絶査定のサンプルチェック、誤びゅう案件についての審査官へのフィードバックを行っている。また、分類専門家による審査官の分類についての判断のチェック・修正を行っている。

＜欧州共同体商標意匠庁における品質管理体制＞

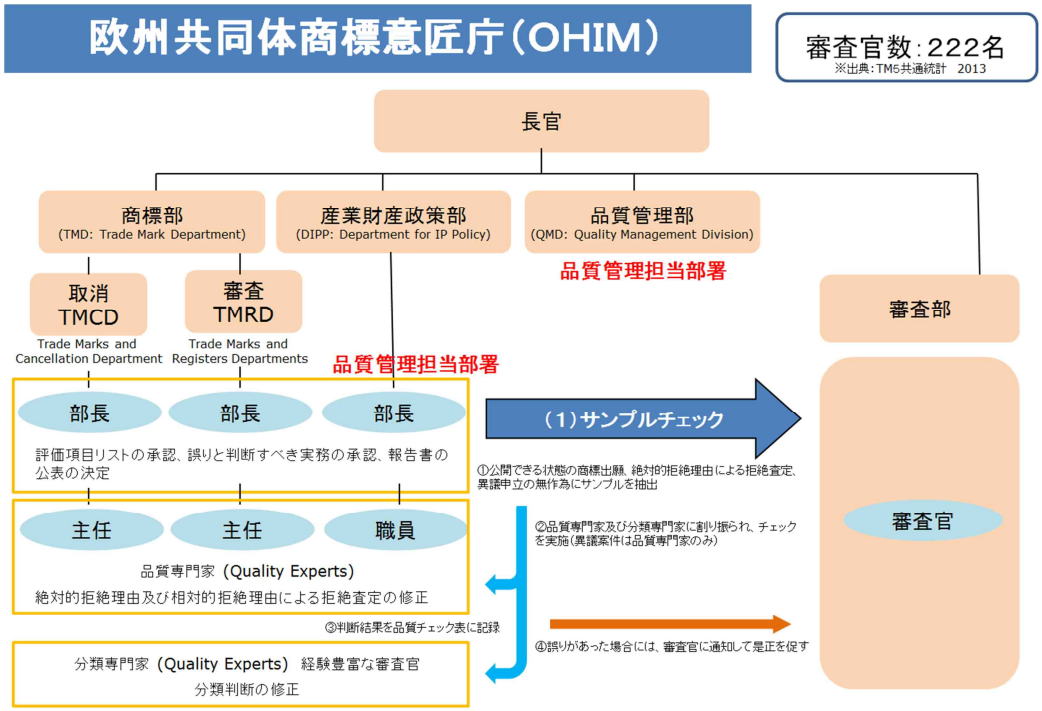

出典：平成 22 年度度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「出願人等による評価を踏まえた商標審査の品質監理手法に関する調査研究報告書」をもとに特許庁で作成

Ⅱ．品質管理の実施体制・実施状況についての評価項目及び評価基準の検討

１．本小委員会での検討の経緯

本小委員会では、日本国特許庁の審査品質の現状について、海外特許庁と比して審査官一人当たり数倍に及ぶ件数の審査を行う中、高いレベルに維持されているという見解が多数を占めた。一方、拒絶理由の説明が十分ではない事例や、審査官間の審査のばらつきがあるのではないかという意見もあり、より一層の改善のために、品質ポリシー・品質マニュアル等の職員への周知、審査官の増員、品質管理体制の充実、審査官同士の協議や情報共有の促進によるばらつきの低減、管理職による日々の決裁の充実、品質監査（サンプルチェック）の充実等の意見が出された。また、日本国特許庁の審査品質の高さについて、国内外ユーザーや海外特許庁に情報発信を行うことが重要であるとの意見も出された。

さらに、本小委員会では、品質管理の実施体制・実施状況といったプロセス面の評価を行うためには、特許庁において審査品質の定量目標を定め、その達成状況を見る必要があるとの意見も出された。この定量目標の設定について、基本的な考え方についての理解は得られたものの、審査品質の定量目標を定めることにより、かえって、審査官の審査にバイアスをかけ、適切な審査を妨げるおそれがあり、また、審査の質を定量的に測る指標を作成することがそもそも困難であることから、拙速に審査品質の定量目標を定めることは適切ではなく、他国の状況も勘案しつつ、今後も慎重な議論が必要であるとの意見が大勢を占めた。

２．評価項目の検討

これらの状況を踏まえ、特許庁における審査の品質管理の実施体制、実施状況を客観的に評価するに際し、まず、評価項目の設定が必要となる。そこで、評価項目を設定するに当たっては、特許協力条約（PCT）における国際調査・国際予備審査のための共通の品質の枠組みを定めた PCT ガイドライン第Ⅶ部品質 第 21 章を参考に策定を行った。当該ガイドラインは、ISO9001 を参考に作成され、国際調査・国際予備審査を行う機関が遵守すべき品質管理の実施体制等の枠組みを定めたものであるが、当該機関となる各国特許庁は、これを基本的に共通して用いており、日本国特許庁の審査結果を海外特許庁においても信頼されるものとするという課題に照らせば、国際的に共通して用いられている当該ガイドラインを評価項目策定のための参考とすることが妥当であり、また、ISO9001 とも整合的となる。

加えて、当該ガイドラインは、特許協力条約による国際特許出願の国際調査・国際予備審査を対象にしたものであるが、国際調査の際には、発明に関連する過去の文献等を調査し、国際調査報告書に提示するだけではなく、特許性に関する判断も行い、その結果をもとに見解書を作成することとされている。また、国際予備審査においては、国際調査報告書に提示された文献等を用いて特許性に関する判断を行い、国際予備審査報告書を作成す

る。そのため、国際調査ないし国際予備審査の位置づけはそれぞれ異なるものの、そのプロセスは、いずれも、①出願された書類を精読し発明の内容を理解する、②出願された発明に関連する過去の文献等を調査する、③調査結果に基づき判断（権利として認めるか否か）を行う、④判断の結果を文書化する、という 4 つに大きく整理することができる。そして、これらのプロセスは、結局のところ、国内特許出願の実体審査のそれと同様である。したがって、特許庁における審査の品質管理の実施体制・実施状況を評価するための評価項目の設定に当たり、当該ガイドラインを参考にすることとした。さらに、上記プロセス及びそのための品質管理は、特許、意匠、商標の間で基本的に変わるところがないので、これら評価項目は、共通のものとして策定することとした。

＜特許審査のプロセス及び品質管理＞

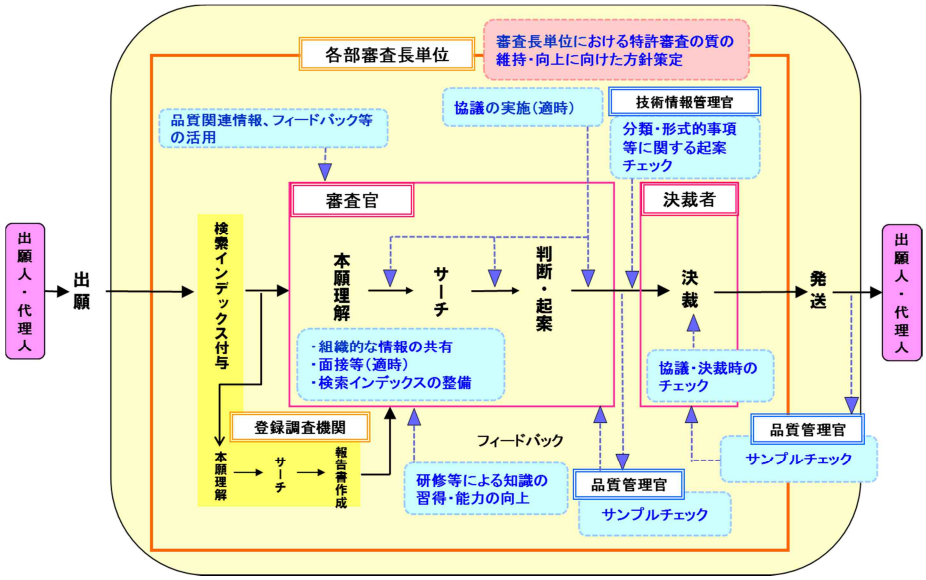

＜意匠審査のプロセス及び品質管理＞

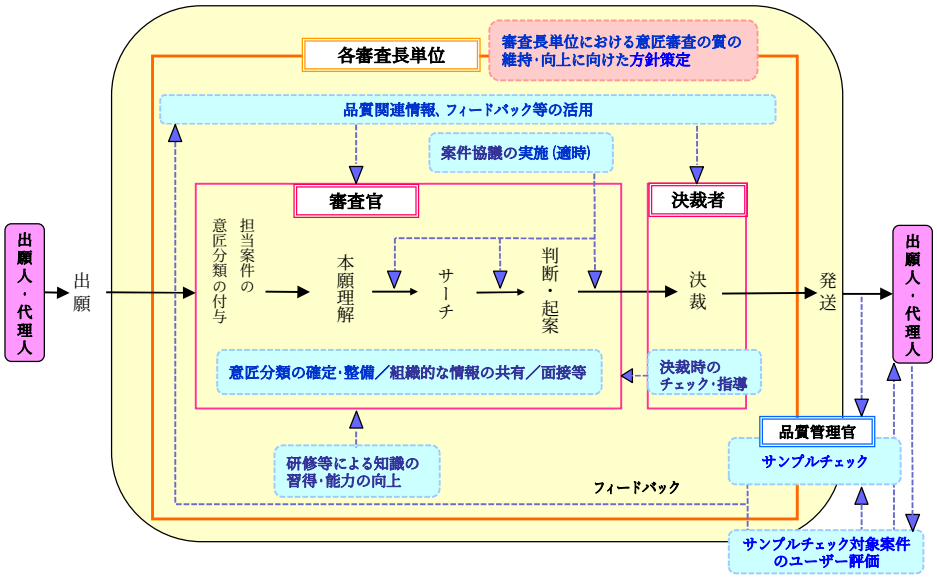

＜商標審査のプロセス及び品質管理＞

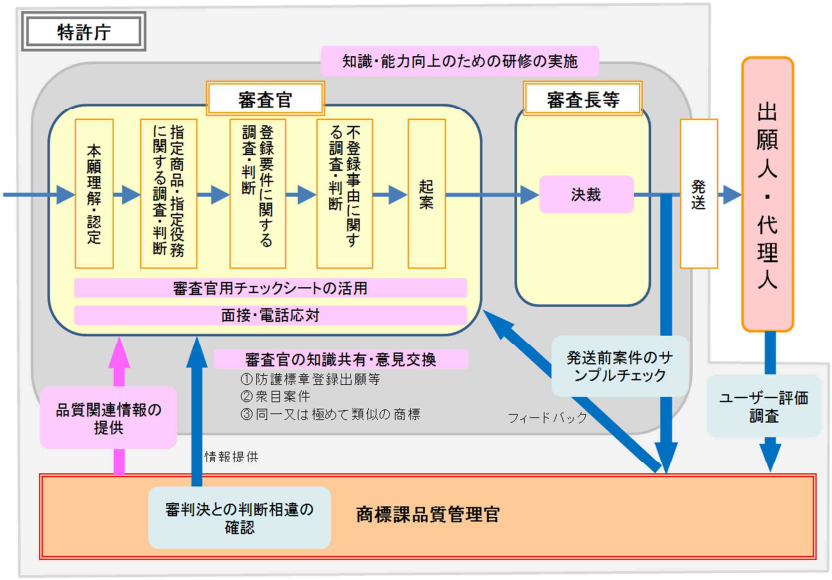

ただし、当該ガイドラインには、その一部に特許庁が備えるべきITハードウエア等のインフラストラクチャーや、過去に公開された文献を調査するためのデータベース整備等、本審査品質管理小委員会が評価の対象としている審査の品質管理の実施体制、実施状況の範囲を超えるものも規定されていることから、これらは、評価項目の設定に際し、対象外とした。

また、当該ガイドラインを参考に、評価項目を設定するに当たっては、特許庁における品質管理の現状を考慮しつつ、わかりやすい評価項目とするため、Ⅰ．品質管理のための方針、手続、体制といった制度整備に関する観点と、Ⅱ．定められた方針、手続に従った品質管理が実施されているかといった制度の実現に関する観点に分け整理すると共に、さらに我が国の審査結果について、海外特許庁から信頼されることで、国際的に円滑な権利取得を可能とすべく、Ⅲ．審査の質向上に関する取組の情報発信に関する観点を設けることとした。

＜品質管理の実施体制・実施状況についての評価項目＞

Ⅰ．質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
（１）質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか ①「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況 ②審査及び品質管理のための手続の明確性 ③品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知
（２）質の高い審査を実現するための体制が整えられているか ④審査実施体制

⑤品質管理体制
Ⅱ．方針・手続に従った品質管理が実施されているか
（１）品質管理が適切に実施されているか ⑥品質向上のための取組 ⑦品質検証のための取組 ⑧審査の質の分析・課題抽出
（２）継続的改善が適切に実施されているか ⑨質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況 ⑩品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況
Ⅲ．審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか
⑪審査の質向上に関する取組の情報発信

３．評価基準の検討（別紙参照）

各評価項目における評価基準については、その達成度が適切に評価でき、かつ、必要以上に複雑にならないよう、４段階の評価基準（「極めて良好」、「良好」、「概ね達成」、「改善を要す」）を採用した。また、上述のとおり、特許、意匠、商標とも審査プロセスは共通であることから、その達成段階を測る評価基準として、共通のものを策定した。

また、各評価基準においては、それぞれの評価項目おける評価の目的及び観点を明確化した上で、各段階において達成すべき行動、状況等について、具体的に設定した。

Ⅲ．平成 26 年度の品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果

１．特許

・評価項目①　「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

特許審査の品質管理の基本原則を定めた「品質ポリシー」が作成され、特許審査に関する品質管理及びその実施体制からなる品質管理システムを文書化した「品質マニュアル」が作成されるとともに、その他品質管理のために審査官が審査手続において従うべき具体的な手順を定めた文書が各種作成され、行政文書として適切な管理がなされていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、記述の具体性等の観点から、「良好」、あるいは「概ね達成」との評価もあった。

・評価項目②　審査及び品質管理のための手続の明確性

審査官が特許審査を行うための具体的な手続きが「特許・実用新案審査基準　第Ⅸ部審査の進め方」において定められ、品質管理のための具体的な手順及び担当について、「品質マニュアル」において明確に定められていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、手続や担当は明確であるものの、それが審査の質を維持・向上するうえで十分であるかを判定できない等の理由により、「良好」との評価もあった。

・評価項目③　品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」を日本語及び英語で作成し、特許庁ホームページを通じて国内外に公表するとともに、パンフレットを配布する等、制度ユーザーへの周知を図っている。また、職員に対しても、これらについて庁内のイントラネットを通じて随時参照できるようにしているほか、パンフレット・ポスターによる周知を図っている。さらに、職員に対して、品質管理に関する研修・説明会を定期的に実施しているが、一方で職員の理解についての確認方法が不十分であることから、「良好」と評価される。

ただし、「極めて良好」との評価や、職員に周知はされているもののより多様な周知方法の検討が必要との理由により「概ね達成」との評価もあった。

・評価項目④　審査実施体制

日本国特許庁は、海外特許庁に比して審査官一人当たりの審査件数が多い中、一次審査通知までの期間（FA 期間）は 11 か月を切っており、世界最高水準にあることから、高度に審査の効率化が図られているといえる。一方で、審査官一人当たりの審査処理件数が、米国特許商標庁、欧州特許庁の数倍であり、主要な海外特許庁に比して審査官が少数であるため、国際的に遜色のない人員配置を確立しているとまでは言い難いことから、「概ね達成」と評価される。

ただし、効率的に審査を行えているとの観点から、「良好」との評価もあった。

・評価項目⑤　品質管理体制

品質管理に関する施策の企画・立案、審査の質の監査を行う部署が、審査を行う部署とは独立して配置されており、また、人員配置も一定の専従者を充てるなど、国際的に遜色のない品質管理が可能な組織体制及び人員配置を概ね確保している。しかし、日本国特許庁は、米国特許商標庁や欧州特許庁等、主要な海外特許庁と比較した場合、監査を行う者一人当たりの対象件数・対象審査官数が多い等、その人員配置は手薄であり、国際的に遜色のない水準において人員配置がなされているとまでは言い難いことから、「概ね達成」と評価される。

ただし、品質管理を行うための組織的な体制は整備されているとの観点から、「良好」との評価もあった。

・評価項目⑥　品質向上のための取組

審査官が作成した通知書の管理職によるチェック（決裁）により、統一的な運用の実施や審査の均質化を図るという目的が一定程度達成されており、その他、審査官同士の意見交換（協議）の実施、出願人・代理人との面接や電話応対によるコミュニケーションの充実等、品質向上のために必要とされる取組が企画・立案、実施され、目的を一定程度達成しているといえる。もっとも、現時点では、様々な取組が実施されているものの、更なる取組の進展が期待されるので、「良好」と評価される。

ただし、品質や生産性の改善状況や、それぞれの取組を行うもとになった課題が、全体の課題の中でどの程度重要なものか示されていない等の理由により、「概ね達成」との評価もあった。

・評価項目⑦　品質検証のための取組

先行技術調査の妥当性や認定・判断の妥当性を確認する品質監査や、形式的瑕疵のチェックを通じて、審査の品質検証を行っている。また、ユーザー評価調査や各種意見交換を通じて、さらに、海外特許庁及び審判決との判断相違についての要因分析を通じても、審査の品質検証を行っている。しかし、不備の程度の判定のばらつき是正のために、年度途中に品質監査のガイドラインの見直しを行ったことから、必要なデータが計画通りに収集できなかったため、「概ね達成」と評価される。

ただし、審査の品質検証が継続的に実施されている等の理由により、「良好」との評価も一部あった。

・評価項目⑧　審査の質の分析・課題抽出

上述⑦の取組等を通じ、審査の質に関する様々な情報を取得するとともに、統計的分析や定性的分析により、先行技術調査の質を含む審査の質についての分析が十分、かつ、総

合的な視点から行われている。さらに、分析した審査の質の現状や、ユーザーニーズ、今後の審査業務量、制度改正の動向等様々な状況を踏まえた課題の抽出が十分、かつ、総合的な視点から行われていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、分析が十分に行われているとまではいえないとの理由により、「良好」との評価もあった。

・評価項目⑨　質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況

本項目は、本小委員会が評価対象とした平成 26 年度の品質管理の実施体制・実施状況の結果を踏まえ、品質管理に関する方針・手続・体制について、次年度において具体的にどのような改善がなされたかを評価する項目であるから、今回の評価対象外とした。

・評価項目⑩　品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況

本項目は、本小委員会が評価対象とした平成 26 年度の品質管理の実施体制・実施状況の結果を踏まえ、品質管理の取組について、次年度において具体的にどのような改善がなされたかを評価する項目であるから、今回の評価対象外とした。

・評価項目⑪　審査の質向上に関する取組の情報発信

各企業、業界団体等との意見交換会により、国内ユーザーに対する審査の質向上に関する取組の情報発信が行われており、また、日本知的財産協会、日本弁理士会との定期的な意見交換会も実施されるなど、継続的な協力関係が構築されている。また、国外ユーザーについても、米国知的財産権法協会（AIPLA）や JPO/US-Bar リエゾンカウンシル会合との意見交換会等を通じ、情報発信が行われる等、協力関係の構築も開始されている。さらに、海外特許庁に対しても、審査の質向上に関する取組の情報発信・意見交換が五大特許庁会合や日中韓特許庁会合等の国際会合で定期的に行われると共に、審査官の派遣、受入を通じて行われており、さらに、欧州特許庁（EPO）、スウェーデン特許登録庁（PRV）との間で、両庁間の判断相違の要因分析を実施する等、継続的な協力関係も構築されている。このように、様々な方法で審査の質向上に関する取組の情報発信が行われ、かつ、国内外の機関・団体との協力関係が構築されているものの、更なる取組の進展が期待されるので、「良好」と評価される。

ただし、国内外に対する情報発信、継続的な協力関係構築の観点から、「極めて良好」との評価もあった。

２．意匠

・評価項目①　「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

審査の品質管理の基本的原則を定めた「品質ポリシー」が作成されていること、審査の品質向上のため取組、組織及び職員の役割等品質管理システムを明らかにする「品質マニュアル」が作成されていること、その他品質管理のために審査官が従うべき具体的な手順を定めた文書が各種作成され、行政文書として適切な管理がなされていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、記述の具体性の観点等から、「良好」、「概ね達成」とする評価もあった。

・評価項目②　審査及び品質管理のための手続の明確性

審査官が審査を行うための具体的な審査プロセスについて、「意匠審査基準」において定められていること、品質管理のための具体的な手順及び担当について、「品質マニュアル」において定められていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、品質管理に関する手続（PDCA サイクルの CA に関する記載）が必ずしも明確ではない等の理由により、「良好」、「概ね達成」の評価もあった。

・評価項目③　品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」を日本語及び英語で作成し、特許庁ホームページを通じて国内外に公表するとともに、パンフレットを配布する等、制度ユーザーへの周知を図っている。また、職員に対しても、これらについて特許庁内イントラネットを通じて随時参照できるようにしているほか、パンフレット・ポスターによる周知を図っている。さらに、職員に対して、品質管理に関する研修・説明会を定期的に実施しているが、一方で、職員がこれらを理解しているか確認する方法までは確立されていないことから、「良好」と評価される。

ただし、外部への説明が不十分等の理由により、「概ね達成」との評価もあった。

・評価項目④　審査実施体制

効率的な審査、機械化による審査負担の軽減が進んでおり、また、1 次審査通知までの期間も短く、高度に審査の効率化が図られている。しかし、審査官一人当たりの審査処理件数は、海外特許庁よりも多く、世界最高水準の人員配置を確立しているとまでは言えないことから、「良好」と評価される。

ただし、人員配置の少なさから、「概ね達成」との評価も少なからずあった。

・評価項目⑤　品質管理体制

品質管理の取組は、効果的・効率的に行われているものの、品質管理官等が専従で配置されておらず、十分な人員配置がなされていないことから、「概ね達成」と評価される。

ただし、効率性の観点から「良好」とする意見、一方、人員配置の面から「改善を要す」との評価もあった。

・評価項目⑥　品質向上のための取組

審査官が作成した通知書の管理職によるチェック（決裁）により、統一的な運用の実施や審査の均質化を図るという目的が一定程度達成されており、その他、審査官同士の意見交換（協議）の実施、出願人・代理人との面接や電話応対によるコミュニケーションの充実等、品質向上のために必要とされる取組が企画・立案、実施され、その目的を一定程度達成している。もっとも、現時点では、様々な取組が実施されているものの、更なる取組の進展が期待されるので、「良好」と評価される。

ただし、品質向上に取り組むべき課題・問題が全体の中でどの程度重要なものか示されていない等の理由により、「概ね達成」との評価もあった。

・評価項目⑦　品質検証のための取組

品質監査により、法令、審査基準等を遵守しているか、出願人・代理人との意思疎通に留意した効率的な審査が行われているか等のチェックを行うと共に、ユーザー評価調査や各種意見交換、審判決との判断相違の分析等を通じ、審査の品質検証を行っている。もっとも、現時点では、取組の目的を達成しているものの、更なる取組の進展が期待されるので、「良好」と評価される。

ただし、品質管理の分析資料の収集が十分とはいえない等の理由により、「概ね達成」との評価もあった。

・評価項目⑧　審査の質の分析・課題抽出

現状の品質管理体制の中で、各種取組において審査の質の分析と課題の抽出を行っているが、ユーザー満足度調査の実施等、現在の取組では資料の収集が十分とはいえないことから、「概ね達成」と評価される。

ただし、品質分析により、解決すべき課題を検討する努力を継続しているとの観点等から、「良好」との評価もあった。

・評価項目⑨　質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況

本項目は、本小委員会が評価対象とした平成 26 年度の品質管理の実施体制・実施状況の結果を踏まえ、品質管理に関する方針・手続・体制について、次年度において具体的にどのような改善がなされたかを評価する項目であるから、今回の評価対象外とした。

・評価項目⑩　品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況

本項目は、本小委員会が評価対象とした平成 26 年度の品質管理の実施体制・実施状況の結果を踏まえ、品質管理の取組について、次年度において具体的にどのような改善がなされたかを評価する項目であるから、今回の評価対象外とした。

・評価項目⑪　審査の質向上に関する取組の情報発信

各企業、業界団体等との意見交換会により、審査の質向上に関する取組の情報発信が国内ユーザーに対して行われており、継続的な協力関係が構築されている。また、審査の質向上に関する取組の情報発信・意見交換が五庁による国際会合（TM5）の意匠セッションを通じて海外特許庁に対して行われている。もっとも、国外の機関・団体との継続的な協力関係まで構築されているとは言い難いことから、「良好」と評価される。

ただし、外国に対する情報発信が十分ではない、あるいは、共同で審査の質を向上させるような取組が実現できているか等の観点から、「概ね達成」との評価もあった。

３．商標

・評価項目①　「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

審査の品質管理の基本的原則を定めた「品質ポリシー」が作成されていること、審査の品質向上のため取組、組織及び職員の役割等品質管理システムを明らかにする「品質マニュアル」が作成されていること、その他品質管理のために審査官が従うべき具体的な手順を定めた文書が各種作成され、行政文書として組織的に適切な管理がなされていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、記述の具体性の観点等から、「概ね達成」との評価もあった。

・評価項目②　審査及び品質管理のための手続の明確性

審査官が審査を行うための具体的な審査プロセスについて、「商標審査の進め方」において定められていること、品質管理のための具体的な手順及び担当について、「品質マニュアル」において定められていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、基本的な部分は整っているものの十分であるか判定できない等の理由により「良好」との評価もあった。

・評価項目③　品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」を日本語及び英語で作成し、特許庁ホームページを通じて国内外に公表するとともに、パンフレットを配布する等、制度ユーザーへの周知を図っている。また、職員に対しても、これらについて特許庁内イントラネットを通じて随時参照できるようにしているほか、パンフレットによる周知を図っている。さらに、職員に対して、品質管理に関する研修・説明会を定期的に実施しているが、一方で、職員がこれらを理解しているか確認する方法までは確立されていないことから、「良好」と評価される。

ただし、外部への説明が不十分等の理由により、「概ね達成」との評価もあった。

・評価項目④　審査実施体制

日本国特許庁は、海外特許庁に比して審査官一人当たりの審査件数が多い中、FA 期間の短縮が図られて、効率的な審査を行っているが、国際的に遜色のない人員配置を確立しているとまでは言い難いことから、「概ね達成」と評価される。

ただし、FA 期間を短くする等効率の良い対応をしている等の理由により、「良好」との評価もあった。

・評価項目⑤　品質管理体制

専任の品質管理官は１名にとどまっているが、品質関連施策の企画・立案・実施を効率的・効果的に行っている。しかし、人員配置は海外特許庁と比して手薄であり、また、品

質関連施策の企画、立案及び実施にあたり、責任・権限の所在、及び指揮命令系統が十分に明確化されていないことから、「概ね達成」と評価される。

ただし、品質管理が効率的に行われているとの理由により、「良好」との評価もあった。

・評価項目⑥　品質向上のための取組

審査官が作成した通知書の管理職によるチェック（決裁）により、統一的な運用の実施や審査の均質化を図るという目的が一定程度達成されており、その他、審査官同士の意見交換（協議）の実施、出願人・代理人との面接や電話応対によるコミュニケーションの充実等、品質向上のために必要とされる取組が企画・立案、実施され、その目的を一定程度達成している。もっとも、現時点では、様々な取組が実施されているものの、更なる取組の進展が期待されるので、「良好」と評価される。

ただし、品質向上に取り組むべき課題・問題が全体の中でどの程度重要なものか示されていない等の理由により、「概ね達成」との評価もあった。

・評価項目⑦　品質検証のための取組

品質監査により、判断の適切性、起案内容の適切性（論理構成や証拠の開示方法等）等のチェックを行うと共に、ユーザー評価調査や各種意見交換、審判決との判断相違の要因分析を通じ、審査の品質検証を行っている。もっとも、現時点では、取組の目的を達成しているものの、更なる取組の進展が期待されることから、「良好」と評価される。

ただし、検証の客観性の観点から、「概ね達成」との評価もあった。

・評価項目⑧　審査の質の分析・課題抽出

複数の品質検証の取組の中で、統計的分析や定性的分析を組み合わせることにより、審査の質についての分析・課題抽出が十分に行われている。また、各取組についての課題抽出も行われ、総合的な視点からの実行性のある課題抽出が行われていることから、「極めて良好」との評価が比較的多かった。一方、分析の明確性、評価の客観性の観点等から、良好、あるいは概ね達成との評価も相当数あったことから、総合的に「良好」と評価される。

・評価項目⑨　質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況

本項目は、本小委員会が評価対象とした平成 26 年度の品質管理の実施体制・実施状況の結果を踏まえ、品質管理に関する方針・手続・体制について、次年度において具体的にどのような改善がなされたかを評価する項目であるから、今回の評価対象外とした。

・評価項目⑩　品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況

本項目は、本小委員会が評価対象とした平成 26 年度の品質管理の実施体制・実施状況の

結果を踏まえ、品質管理の取組について、次年度において具体的にどのような改善がなされたかを評価する項目であるから、今回の評価対象外とした。

・評価項目⑪　審査の質向上に関する取組の情報発信

各企業、業界団体等との意見交換会により、審査の質向上に関する取組の情報発信が国内ユーザーに対して行われており、また、日本弁理士会との定期的な意見交換会も実施するなど、継続的な協力関係が構築されている。また、審査の質向上に関する取組の情報発信・意見交換が商標五庁会合（TM5）や日韓特許庁の国際会合等で行われているほか、審査官の派遣又は受入を通じて海外特許庁に対して行われ、継続的な協力関係が構築されている。もっとも、外国ユーザーに対しては、米国知的財産権法協会（AIPLA）等との意見交換会による情報発信を行っているものの、継続的な協力関係まで構築されているとは言い難いことから、「良好」と評価される。

ただし、外国に対する情報発信が十分ではない等の観点から、「概ね達成」との評価もあった。

Ⅳ．審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

本小委員会では、上述Ⅲ.による審査の品質管理の実施体制、実施状況についての評価を通じ、より品質管理の実効性を高めるという観点から、その目標を以下のとおり提言する。

１．特許

（１）評価項目③　品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知に関するもの

・品質管理が効率的かつ効果的に行われるためには、専門の担当者だけでなく、管理職や審査官等、審査に関わる職員が品質管理の基本に関する知見を理解・習得し、品質管理を行う必要がある。そのため、これらの職員に対する品質管理の基本に関する理解の促進を図ることが好ましい。

（２）評価項目④　審査実施体制に関するもの

・審査は、効率的かつ適切に実施されているといえるが、海外特許庁と比較して、審査官一人当たりの審査件数が多い状況にある。そのため、求められる効率を考慮しつつ、任期付審査官の増員等必要な審査官数の確保を図ることが好ましい。
・また、審査の質向上のためには、技術・法律に関する審査官の知識や能力のかん養が欠かせず、そのかん養を進めることが好ましい。

（３）評価項目⑤　品質管理体制に関するもの

・現在の品質管理体制は、主要な海外特許庁と比較して、品質管理を行う者の人数が少ないなど、十分な体制が得られていない。そのため、効率性も考慮に入れた品質管理に必要な人数を確保し、より効率的な品質管理体制の検討も行うことが好ましい。

（４）評価項目⑥　品質向上のための取組に関するもの

ⅰ)審査に関するもの

・審査に対するユーザーの理解をより向上させるためには、拒絶理由通知書等の内容を正確にかつ容易に理解できるよう伝える必要がある。そのため、必ずしも統一されていない拒絶理由通知書等の記載を、統一感がありユーザーが読みやすいものとすることが好ましい。また、通知書における形式的な不備については、審査官向け支援ツールを提供する等により、一層の低減を図ることが好ましい。
・さらに、記載内容についても、出願人等が容易に理解できるような記載（特許性の判断の論理展開と判断結果）を示すようにすることが好ましい。
・審査官間の審査のばらつきを抑制するためには、審査官相互の意思疎通（協議）を通じた意見交換・知識共有の促進が重要である。そのため、審査官同士、又は審査官と管理職

との協議について、対象とする案件を精査する等、より一層充実を図ることが好ましい。
・先行技術調査ないし特許性の判断を的確かつ効率的に行うためには、当該技術分野における技術動向やビジネス動向を把握することが必要であり、これらを意識した先行技術調査や審査を一層促進していくことが好ましい。

ii)審査官が作成した通知書の管理職によるチェック（決裁）に関するもの
・現在行われている管理職による審査官が作成した拒絶理由通知書等の決裁は、基準が明確に設けられておらず、決裁基準が不統一となるおそれがある。そのため、決裁のガイドラインを策定し、統一された基準による決裁がなされるようにすることが好ましい。
・また、決裁の結果、管理職が審査官にフィードバックした指摘事項についての記録がとられておらず、適切ではない事例に関する情報の蓄積・共有が十分に図られていないことから、指摘事項についての記録をとり、品質管理の取組に反映することが好ましい。

iii)その他
・増加する外国特許文献の調査を的確かつ効率的に行うためには、そのノウハウの蓄積・共有、あるいは、検索インデックスの国際調和に向けた再整備が必要となる。そこで、これらの取組をさらに進め、審査の質向上を図ることが好ましい。さらに、非特許文献に対する先行技術文献調査をより充実させるべく、非特許文献へのアクセス性を向上させることが望ましい。
・特許庁における先行技術文献調査能力の向上のためには、登録調査機関の適切な選定及び当該機関に所属する調査業務実施者の能力向上が欠かせない。そこで、登録調査機関の適切な評価による選定を促進するとともに、調査業務実施者の育成を図ることが好ましい。

（５）評価項目⑦　品質検証のための取組に関するもの
・審査の質の向上のためは、ユーザー（出願人、弁理士等）の具体的な声も踏まえた品質検証を行うことが欠かせない。そこで、ユーザーとの意見交換・意見聴取の機会を一層拡充するとともに、特許庁ホームページ上において開設している意見受付窓口に寄せられた、個別事例を含めた様々な意見を積極活用し、問題事例の発生を低減する方策の検討を進めることが好ましい。
・現在行われている品質監査は、拒絶査定等が出願人に発送された後に行われているが、不備のある審査を防止するという観点からみれば、出願人に通知がなされる前に品質監査を行い、不備のあるものについては審査の見直し等を行い、不備を解消してから出願人に通知するような対策が必要である。そこで、管理職による決裁後であって、出願人に発送される前に品質監査が行えるよう、必要なシステム整備を含め、体制を構築することが好ましい。

（６）評価項目⑧　審査の質の分析・課題抽出に関するもの

・ユーザー満足度調査の結果は、既に一定程度品質管理施策に反映されているが、ユーザー満足度をより向上させるべく、その取組を一層強化することが好ましい。

（７）評価項目⑪　審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

・海外特許庁に対する情報発信、継続的な協力関係の構築が図られているが、より一層の協力関係を構築すべく、海外特許庁との間での特許性についての判断相違の分析を進め、その結果を共有するとともに、判断基準の相違の明確化を進めることが好ましい。

・また、我が国の審査の質について国際的な理解を得るためには、審査の質に関する取組の国際的な情報発信をより一層強化するとともに、海外特許庁との人的交流による情報収集の強化を図ることが好ましい。

２．意匠

（１）評価項目③　品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知に関するもの

・品質管理が効率的かつ効果的に行われるためには、専門の担当者だけでなく、管理職や審査官等、審査に関わる職員が品質管理の基本に関する知見を理解・習得し、品質管理を実施する必要がある。そのため、これらの職員に対する品質管理の基本に関する理解の促進を図ることが好ましい。

・ハーグ協定のジュネーブ改正協定の審査に対応した品質管理を行うに当たっては、日本の審査基準に対する国外ユーザー（国内での手続を代理する弁理士等を含む）の理解が必要となる。そこで、国外ユーザーに向け、審査基準の英語版を提供することが好ましい。

（２）評価項目④　審査実施体制に関するもの

・審査は効率的かつ適切に実施されているものの、諸外国に比べて、審査官一人当たりの審査件数が多い状況にある。そのため、求められる効率を考慮しつつ、必要な審査官数の確保を図ることが好ましい。

・また、審査の質向上のためには、製品デザイン・法律に関する審査官の知識や能力のかん養が欠かせず、その不断のかん養を進めることが好ましい。

（３）評価項目⑤　品質管理体制に関するもの

・現在の品質管理体制においては、海外特許庁と比較して、品質管理を行う者の人数が少ないなど、十分な体制が得られていない。そのため、品質管理の人員体制を一層充実することが好ましい。

・また、品質管理専門部署の設置、品質管理官の専任化、品質に関する企画立案体制（指揮命令系統）の整備等、品質管理体制の効率化にも配慮しつつ、その体制強化の検討を行うことが好ましい。

（４）評価項目⑥　品質向上のための取組に関するもの

・審査を効率的かつ効果的に行い審査の質を向上させるためには、製品や技術のトレンド等ビジネス動向を把握して先行意匠調査等に反映させる必要がある。そこで、これらを行う上で必要となる最新の製品動向や技術動向等を把握するため、国内外の企業・団体との意見交換の充実を図ることが好ましい。

（５）評価項目⑦　品質検証のための取組に関するもの

・ハーグ協定のジュネーブ改正協定に新たに対応するところ、これに適切に対処すべく、国際出願の審査に対応した品質監査等、品質管理の取組を検証・実施していくことが好ましい。

・審査の品質向上のためには、先行意匠調査に関する品質管理が重要な要素の一つとなる。そこで、先行意匠調査についての品質監査の取組について検討、実施していくことが好ましい。
・品質検証を充実化するためには、ユーザーの意見が欠かせないが、現状では必ずしも意見交換や意見聴取の機会が充実しているとはいえない状況である。そこで、これらの拡充を図ることが好ましい。

（６）評価項目⑧　審査の質の分析・課題抽出に関するもの
・審査の質の分析・課題抽出が行われているが、様々なデータによる総合的な視点からの一層の深掘りを行うことが好ましい。
・ユーザー満足度調査の調査が行われていないため、これを実施し、審査の質の分析・課題抽出を充実させ、品質管理に反映することが好ましい。

（７）評価項目⑪　審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの
・国際会合を通じ、海外特許庁に対する審査の質向上に関する取組の情報発信が行われているものの、我が国の審査の質に対する国際的な信頼感を一層かん養するためには、国際的な情報発信・収集・分析をより一層強化し、さらに人的交流を含めた海外特許庁との綿密な意見交換、継続的な協力関係の構築を図ることが好ましい。

３．商標

（１）評価項目③　品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知に関するもの

・品質管理が効率的かつ効果的に行われるためには、専門の担当者だけでなく、管理職や審査官等、審査に関わる職員が品質管理の基本に関する知見を理解・習得し、品質管理を実施する必要がある。そのため、これらの職員に対する品質管理の基本に関する理解の促進を図ることが好ましい。

（２）評価項目④　審査実施体制に関するもの

・審査は効率的かつ的確になされているが、諸外国に比べて、審査官一人当たりの審査件数が多い状況にある。そのため、求められる効率を考慮しつつ、必要な審査官数の確保を図ることが好ましい。
・また、審査の質向上のためには、ビジネス動向・法律に関する審査官の知識や能力のかん養が欠かせず、そのかん養を進めることが好ましい。

（３）評価項目⑤　品質管理体制に関するもの

・現在の品質管理体制は、海外特許庁と比較して、品質管理を行う者の人数が少ないなど、十分な体制が得られていない。そのため、品質管理の人員体制を一層充実することが好ましい。
・また、品質管理専門部署の設置、品質管理官の専任化、品質に関する企画立案体制（指揮命令系統）の整備等、品質管理体制の効率化にも配慮しつつ、その体制強化の検討を行うことが好ましい。

（４）評価項目⑥　品質向上のための取組に関するもの

・品質向上の取組として、審査官用チェックシートの活用や、審査官間の協議、管理職による決裁等が行われているが、商標の識別性の審査についての品質管理に関し、一層の充実化を図ることが好ましい。

（５）評価項目⑦　品質検証のための取組に関するもの

・品質検証を充実化するためには、ユーザーの意見が欠かせないが、現状では必ずしも意見交換や意見聴取の機会が充実しているとはいえない状況である。そこで、これらの拡充を図ることが好ましい。
・現在行われている品質監査は、拒絶査定等が出願人に発送された後に行われているが、不備のある審査を防止するという観点からみれば、出願人に通知がなされる前に品質監査を行い、不備のあるものについては審査の見直し等を行い、不備を解消してから出願人に通知するような対策が必要である。そこで、管理職による決裁後であって、出願人に発送

がなされる前に品質監査が行えるよう、必要なシステム整備を含め、体制を構築することが好ましい。

（６）評価項目⑧　審査の質の分析・課題抽出に関するもの

・審査の質の分析・課題抽出が行われているが、様々なデータによる総合的な視点からの一層の充実を行うことが好ましい。

・ユーザー満足度調査の結果は既に一定程度品質管理施策に反映されているが、ユーザー満足度をより向上させるべく、その取組を一層強化することが好ましい。

・審査の質の分析・課題抽出のためには、審査と審判・異議の結果との判断相違の要因を分析することが重要である。そこで、これらの判断相違の要因分析を充実化させる取組を行うことが好ましい。

（７）評価項目⑪　審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

・国際会合や審査官の派遣・受入れを通じ、海外特許庁に対する審査の質向上に関する取組の情報発信が行われているものの、我が国の審査の質に対する国際的な信頼感を一層かん養するためには、国際的な情報発信・収集・分析をより一層強化し、さらに人的交流を含めた海外特許庁との綿密な意見交換、継続的な協力関係の構築を図ることが好ましい。

（８）その他

・商標の審査を行うに当たっては、ビジネスの実態・動向を常に把握しつつ行うことが欠かせないが、昨今、ビジネスのグローバル化・ネットワーク化、あるいは、イノベーションの促進等により、新たなビジネスが次々と登場している。そこで、ビジネスの実態・動向を把握する取組を一層促進させ、審査に反映していくことが好ましい。

４．品質目標の設定に関するもの

・品質管理を行うに当たっては、審査を行う部署、品質管理を行う部署等が各々の組織において審査に関する効率性を考慮した品質についての目標を設定し、これを達成するための取組を推進することが重要である。そこで、審査の質の分析・課題抽出の結果を基にしてこれらの目標について設定するとともに、品質管理の各種取組との関連付けを行うことが好ましい。

・品質管理の実施体制・実施状況といったプロセス面の評価を行うためには、特許庁において審査品質の定量目標を定めることが好ましい。しかし、定量目標の設定によっては、審査官の審査にバイアスをかけ、適切な審査を妨げるおそれがある。また、審査の品質を評価する指標を作成することも、そもそも容易ではない。そこで、拙速に審査品質の定量目標を定めず、海外特許庁の状況も勘案しつつ、審査の質を評価するために用いることができ、かつ、適切な審査を妨げることのないような定量評価指標について、調査・検討を通じ、今後も慎重な議論を行うことが好ましい。

Ｖ．むすび

日本国特許庁の審査品質は、品質管理体制や実施状況において一部改善すべき点はあるものの、国際的に見ても高いレベルにある。一方、我が国企業が海外において円滑にビジネスを行うためには、各国における知的財産権の取得が円滑に、かつ適切に行えなければならない。そのため、日本国特許庁においては、内部における日々の審査品質の向上だけではなく、このような企業活動をサポートするために、海外特許庁との間の信頼関係を醸成し、日本の審査結果が信頼され、尊重されるようにしていく必要がある。また、審査品質の向上については、日本国特許庁だけではなく、海外特許庁においても最重要課題として取組が行われているところであるが、日本国特許庁においては、国際的な審査品質に関する議論をリードしていくことが期待される。

さらに、審査品質の向上に関しては、特許庁における不断の努力が必要であることは言うまでも無いが、審査の対象とされる特許請求の範囲・明細書等の記載や適切な補正も重要な役割を果たすものであり、出願人、弁理士等のユーザーと特許庁との相互の協力が欠かせない。そのため、今後もユーザーと特許庁との間で、審査品質に関するコミュニケーションを促進し、品質向上の努力を続けていくことが期待される。

審査品質管理に関する評価項目及び評価基準

別紙

評価項目		評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法･評価基準の例			
				極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す
Ⅰ. 質の高い審査を実現するための方針･手続･体制が整えられているか							
(1) 質の高い審査を実現するための方針･手続が整えられているか							
①	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織･職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」の提示、具体的な手順を示す文書の例等の提示	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成されており、具体的な手順を示す文書も作成され、これら文書が適切に管理されている。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成され、具体的な手順を示す文書も作成されている。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成されている。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」のいずれか一方しか作成されていない。
②	審査及び品質管理のための手続の明確性	審査及び品質管理に関し、誰が･いつ･何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、審査の品質向上に向けた具体的な手続が定められていることを確認する。	審査及び品質管理のための手続方法･フロー等の提示	審査及び品質管理の手順や担当が十分に明確化されている。	審査及び品質管理の手順や担当が明確化されている。	審査及び品質管理の手順や担当が概ね明確化されている。	審査及び品質管理の手順や担当が明確化されていない。
③	品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知	･特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。 ･また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。	公表状況、アクセス方法、職員への周知･理解状況等の提示	品質管理に関する方針･手続について、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されるとともに、職員向けの研修が定期的に実施され、かつその内容が職員に理解されている。	品質管理に関する方針･手続について、国内のユーザーが容易にアクセスできる程度に公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されている。	品質管理に関する方針･手続について、公表され、かつ審査に関わる全ての職員に周知されている。	品質管理に関する方針･手続が公表又は職員に周知されていない。

審査品質管理に関する評価項目及び評価基準

別紙

評価項目		評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法･評価基準の例			
				極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す
Ⅰ. 質の高い審査を実現するための方針･手続･体制が整えられているか							
(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか							
④	審査実施体制	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。	審査実施体制、実施状況、他国との比較等の提示	求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査組織体制、人員配置を確立している。	求められる件数の審査を効率的に行いつつ、国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置を確立している。	求められる件数の審査を効率的に行いつつ、国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置を概ね確立している。	国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置が確立されていない。
⑤	品質管理体制	品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、効率的･効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。	品質管理体制、他国との比較等の提示	世界最高水準において、品質管理の取組が効率的･効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制及び人員配置を確立している。	国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的･効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置を確立している。	国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的･効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置を概ね確立している。	国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的･効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置が確立されていない。

審査品質管理に関する評価項目及び評価基準

別紙

評価項目		評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法･評価基準の例			
				極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す
Ⅱ. 方針･手続に従った品質管理が実施されているか (1) 品質向上のための取組							
(1) 品質管理が適切に実施されているか							
⑥	品質向上のための取組	審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針･手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。	品質保証のための拒絶理由通知等のチェック状況、審査官の協議状況、面接回数等定量データ等の提示	品質向上のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成した上で、更なる品質の向上に資する効果が得られている。	品質向上のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している。	品質向上のために必要とされる取組が計画され、概ね計画どおり実施されている。	品質向上のために必要とされる取組が計画されていないか、計画されていても計画どおりに実施されていない。
⑦	品質検証のための取組	審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針･手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。	品質監査（サンプルチェック）、ユーザー評価調査、審判決等との判断相違の確認といった取組の状況、当該取組の結果から得られる定量データ等の提示	品質検証のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成したうえで、更なる品質の向上に資する効果が得られている。	品質検証のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している。	品質検証のために必要とされる取組が計画され、概ね計画どおりに実施されている。	品質検証のために必要とされる取組が計画されていないか、計画されていても計画どおりに実施されていない。
⑧	審査の質の分析･課題抽出	審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。	サーチの質、審査判断の質、拒絶理由通知等の記載内容の質についての分析方法、分析結果、抽出された課題等の提示	審査の質の分析と課題抽出が十分に、かつ、総合的な視点から行われている。	審査の質の分析と課題抽出が十分に行われている。	審査の質の分析と課題抽出が概ね行われている。	審査の質の分析と課題抽出が行われていない。

審査品質管理に関する評価項目及び評価基準

別紙

評価項目		評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法･評価基準の例			
				極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す
Ⅱ. 方針･手続に従った品質管理が実施されているか							
(2) 継続的改善が適切に実施されているか							
⑨	質の高い審査を実現するための方針･手続･体制(評価項目①～⑤)の改善状況	評価項目①～⑤について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。	品質マニュアルの改訂状況、審査実施体制、品質管理体制等の提示	方針･手続･体制に対する改善が十分に行われ、かつ、優れている。	方針･手続･体制に対する改善が十分に行われている。	方針･手続･体制に対する改善が概ね行われている。	方針･手続･体制に対する改善が行われていない。
⑩	品質管理の取組(評価項目⑥～⑧)の改善状況	評価項目⑥～⑧について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。	審査の質の分析･課題の抽出と品質管理の取組の改善状況との対応関係等の提示	品質管理の取組の改善が十分に行われ、かつ、優れている。	品質管理の取組の改善が十分に行われている。	品質管理の取組の改善が概ね行われている。	品質管理の取組の改善が行われていない。
Ⅲ. 審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか							
⑪	審査の質向上に関する取組の情報発信	審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。	審査の質向上に関する取組の情報発信の状況、外国庁等との会合や審査官の派遣又は受入状況、PPH の利用状況等の提示	審査の質向上に関する取組の情報発信が意欲的に国内外に行われ、かつ、国内外の機関･団体との継続的な協力関係が構築されている。	審査の質向上に関する取組の情報発信が国内外に行われ、かつ、国内外の機関･団体との協力関係が構築されている。	審査の質向上に関する取組の情報発信が国内外に行われている。	審査の質向上に関する取組の情報発信が国外に行われていない。